

小・中・高等学校等の児童・生徒の将来のキャリア形成に関連した
全ての職場体験・就業体験・奉仕活動中の賠償事故・ケガに対応!

インターンシップ・ボランティア等体験活動

賠償責任保険

〈施設所有管理者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険〉
〈作業対象物・仕事の目的物に関する追加条項・工場内建設用工作車危険担保に関する追加条項・
農作業場内作業用車両危険担保に関する追加事項付〉

傷害保険

〈普通傷害保険・普通傷害保険(行事参加者の傷害危険担保)・傷害総合保険(管理下中のみ危険担保)〉



キャリア教育における事故への対応について

学校段階における安全は、児童・生徒等にとって、保護者にとって、教職員にとって、学校にとって、大切なことであります。

今、次代を担う人材育成のために、子ども達の成長発達や進路など初等中等教育において、勤労観、職業観を育てるキャリア教育の推進活動として、職場体験、インターンシップなどが活発になるにつれ、児童生徒等の思わぬ事故発生には、特に注意すべきであります。

学校関係者におかれては、教育活動における事故の発生を未然に防ぐために、十分なる指導の下に行うとともに、万が一の事故に際しての救済を受けられる仕組みが必要とされます。

本会では、児童生徒の事故に際しての救済の一つとして、文部科学省のご指導を得て、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の児童生徒のためのインターンシップ・ボランティア活動賠償責任保険、傷害保険を実施し、より充実した補償内容とすべく努力しております。

21世紀の社会を担うこととなる若者が目標に向かって、夢と希望を持って、学習活動を行うにあたって、本補償制度がお役に立てるものと考えており、ご活用いただきたいと思っております。

財団法人産業教育振興中央会(産振中央会)

本保険制度に関する手引き書、加入依頼書は
以下のホームページにも記載しております。
<http://www.sansinchuoukai.or.jp>

財団法人 産業教育振興中央会(産振中央会)

本保険制度は、損保ジャパンを幹事保険会社として、
次の損害保険会社との共同保険契約となっています。

〈幹事会社〉
損保ジャパン

東京海上日動
三井住友海上

日本興亜損保
エース損保

はじめに

制度の概要

- 1 学校管理下の全てのキャリア教育(職場体験等)・インターンシップ(就業体験等)・ボランティア(奉仕活動)・各種体験活動・学校行事・クラブ活動の事故に完全対応
- 2 団体割引により低額の掛金(保険料)で高い補償
- 3 加入は随時1名からでも可能(一括(年度単位)加入プランを除く)
- 4 傷害保険については1日から加入可能

対象となる活動

学校が教育活動の一環とする特別活動(学校行事等)、課外活動または正課に位置づけるキャリア教育(職場体験等)、インターンシップ(就業体験等)、ボランティア(奉仕活動)、各種体験活動(自然体験・勤労生産活動体験・文化芸術創作体験活動)、学校行事、クラブ活動

※学校長が「学校管理下の奉仕活動、体験活動、学校行事、クラブ活動」と認める活動に限ります。

※専門高校等における実務・教育連結型人材育成システムも対象になります。

※通常の授業中の事故は対象外となります。

※看護科の生徒の医療行為(注射器の使用等)におよぶ実習は対象外となります。詳しくは産業教育振興中央会ホームページをご参照ください。

補償の対象者

学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校(盲、聾、養護学校)の児童・生徒(専攻科生徒を含む)

※維持会員は添付の加入依頼書にてお申込ください。会員未登録の学校は、学校賛助会員にご登録(会費不用)のうえ、本制度にご加入ください。

学校賛助会員への登録については産業教育振興中央会ホームページ細則をご参照ください。

補償の対象となる主な場合

賠償責任保険

学校管理下で行う奉仕活動や体験活動、学校行事、クラブ活動中やそれに伴う、次の場合が補償の対象となります。

1. 次に掲げる事由により第三者の身体や財物に損害を与え、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合(往復途中も活動中に含まれます)
 - ・活動に伴い発生した偶然な事故
 - ・活動に伴って生産・加工また提供した財物に起因する偶然な事故
 - ・活動の結果に起因する偶然な事故 など
2. 占有、使用または管理する受託物を損壊、紛失または盗取(詐取を含む)により、受託物の正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の賠償責任を負った場合

具体的には次のような事故が対象となります



ボランティア活動



自然体験



インターンシップ
(就業体験)



介護体験等

傷害保険

【共通】

国内外で児童・生徒が急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて、

- ・180日以内に死亡された場合
- ・180日以内に後遺障害を被った場合

【短期活動プラン・一括加入プランの場合】

- ・180日以内に医師の指示にもとづき入院(入院に準じる状態を含みます。)した場合
- ・180日以内に所定の手術を受けた場合
- ・180日以内に通院し、日常生活に支障がある場合

【長期活動プランの場合】

- ・1000日以内に医師の指示にもとづき入院(入院に準じる状態を含みます。)した場合
- ・1000日以内に所定の手術を受けた場合
- ・1000日以内に通院し、日常生活に支障がある場合

※日本スポーツ振興センターの災害補償給付とは関係なく保険金をお支払します。

具体的には次のような事故が対象となります



① ボランティア活動に参加する途中で自動車にはねられた。



② 自然体験中に川に落ちケガをした。



③ インターンシップ体験中にケガをした。



④ 介護体験中にケガをした。

補償の対象とならない主な場合

賠償責任保険

- ・被保険者の故意による賠償事故
- ・戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議による事故
- ・地震・噴火・洪水・津波等の自然現象による事故
- ・世帯を同じくする親族に対する事故
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任事故
- ただし、農作業用車両や工作車両での公道以外での事故を除きます。
- ・航空機・自動車・船舶等の所有、使用、管理に起因する事故
- ・排水・排気に起因する事故
- ・被保険者の心神喪失による事故
- ・生徒の医療行為(注射器の使用等)や針・灸等におよぶ実習に起因する事故 など

傷害保険

- ・被保険者や保険金受取人の故意
- ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、ケンカ、無資格運転、酒酔い運転
- ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ・被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療措置
- ・地震、噴火、津波、戦争その他の変乱(テロ行為は除きます)
- ・頸部症候群(むちうち症)または腰痛で自覚症状がつかない場合
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山。
- ・ハングライダー等の危険なスポーツをしている間のケガ など

賠償責任保険について

補償の内容

国内において、児童生徒が学校の管理下で行う職場体験・就業体験活動・奉仕活動・学校行事・クラブ活動中に他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※生徒個人に過失があり、法律上の損害賠償責任を負った場合のみが対象となります。

保険期間・補償金額(保険金額)・保険料

(団体割引30%適用)

保険料	<h3>1名250円</h3> <p>※期間の途中でご加入いただく場合の保険料も1名250円となります。 ※途中で解約される場合も保険料の払い戻しはありません。</p>	
補償金額	対人賠償	1名・1事故 1億円限度
	対物賠償	1事故・期間中 2,000万円限度
	自己負担額0円	
保険期間	2007年4月1日午前0時～2008年3月31日午後12時まで ※期間の途中で随時ご加入いただけます。 学校がとりまとめを行い、指定口座にお振込ください。当方にて入金を確認できたその翌日より保険責任が発生し、3月31日までが補償期間となります。	

損害保険の範囲による 支払保険金

- ①損害賠償金…治療費・休業補償・慰謝料・修理費等
- ②費用…応急手当・緊急費用・争訟費用・弁護士費用等

賠償責任保険保険金のお支払い事例

活動内容	場所	事故内容	賠償金額
就業体験活動中	インターンシップ先(店舗内)	店内清掃中、装飾用の鉢に肘が触れ落下させてしまい破損。	300,000円
就業体験活動中	インターンシップ先(作業中)	展示会展のモニターを搬出中に破損。	1,062,300円
就業体験活動中	インターンシップ先(店舗内)	実習中に誤って商品を落とし破損。	10,710円
就業体験活動中	インターンシップ先(幼稚園)	園児と遊んでいて誤って園舎のガラスを破損。	4,800円
就業体験往復途上	帰宅途上	自転車で帰宅中、十字路で出会い頭に他の自転車と衝突	16,000円
就業体験往復途上	インターンシップ往復途上	リヤカーを引いて実習先から帰校中、路上に駐車中の車に接触。	29,442円
奉仕活動中	ボランティア先(介護施設)	車椅子の介助中、他の利用者にぶつかりケガを負わせた。	9,220円
奉仕活動中	ボランティア先(宿泊施設)	階段の清掃中に誤って置物を破損させた。	6,300円
自然体験活動中	スキー場	スキー体験活動中に止まりきれずに他人に衝突しケガを負わせた。	24,420円

傷害保険について

補償の内容

国内外において、児童生徒が学校管理下で行う職場体験・就業体験活動・奉仕活動・学校行事・クラブ活動中に、急激・偶然・外来の事故によるケガが原因で死亡した場合、後遺障害を被った場合、医師の指示にもとづき入院・通院した場合に保険金をお支払いします。往復途上の事故も対象となります。

保険期間・補償金額（保険金額）・保険料

（長期活動については団体割引10%適用）

保険金の種類	お支払いする保険金	1口あたり			
		①短期活動	②長期活動	③一括加入	
保険料（1名あたり）		1日あたり 30円	1か月あたり 500円	年度あたり 下表のとおり	
補償金額	死亡・後遺障害 保険金額	●死亡の場合 死亡・後遺障害保険金額の全額を支払います。 ●後遺障害の場合 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金の100%～3%をお支払いします。 ※死亡保険金と後遺障害保険金は、合計して、保険期間を通じて、保険金額が限度です。	450万円	300万円	
	入院保険金 (日額)	入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 ※〈短期活動プラン・一括加入プラン〉事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数が限度 ※〈長期活動プラン〉事故の日からその日を含めて1000日以内の入院日数が限度	4,000円	3,000円	
	通院保険金 (日額)	通院（往診を含みます）日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。 ※〈短期活動プラン・一括加入プラン〉事故の日からその日を含めて180日以内の通院に対し90日が限度 ※〈長期活動プラン〉事故の日からその日を含めて1000日以内の通院に対し90日が限度 ※平常の生活や業務に支障がない程度に回復した後は、保険金をお支払いできません。	2,000円	1,200円	
	手術保険金	入院保険金が支払われる場合で、所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて入院保険金日額に右記倍率を乗じた額をお支払いします。	入院保険金日額の10・20・40倍		

【注意】

- ①短期活動②長期活動の加入口数は3口を限度とします。(③一括加入は1口のみ)
- 航空・防衛・商船・水産に関する活動を補償対象とする際には保険料に変更が生じる場合があります。詳細はパンフレット裏面の取扱代理店までご確認ください。
- 当制度の契約期間は毎年4月1日から1年間契約を継続しています。各児童・生徒の保険期間が3月～4月にまたがる場合は、保険終期が3/31となり4/1からの分については再度申込みが必要となりますのでご注意ください。
- 加入者名簿に各児童・生徒毎の期間とそれに該当する保険料を記入してください。
- 「長期活動（1ヶ月）プラン」について ・保険期間は1ヶ月単位での設定となります。(例)4/15～5/14の1ヶ月間。
- 「一括加入（年度単位）プラン」について ・クラス・学科・学年単位で全員加入の場合のみご加入いただけます。(選択授業単位は不可)

傷害保険保険金のお支払い事例

活動内容	場所	事故内容	治療日数	支払保険金
就業体験往復途上	帰宅途中	帰宅途中に自転車で横転。左肩、肘、膝を負傷。	入院5日・通院20日	39,000円
就業体験活動中	インターンシップ(企業)	浄水場のポンプ取替作業時に薬品が眼に入った。	通院1日	1,200円
就業体験活動中	インターンシップ(企業)	建設現場で鋼材が滑り落ち口元に当たった。	通院7日	8,400円
就業体験活動中	インターンシップ(企業)	製品検査中、型と製品の間に指を挟まれ負傷。	手術・通院16日	79,200円
就業体験活動中	インターンシップ(企業)	工場見学中、金属片で人差し指を切傷。	通院11日間	33,000円
奉仕活動中	ボランティア先(介護施設)	介護体験中に車椅子を倒し指を挟み負傷。	通院7日間	21,000円
自然体験活動中	インターンシップ(農場)	農業体験中に木片が顔に当たり負傷。	通院6日間	30,000円

保険料

傷害保険		死亡・後遺障害	入院日額	手術保険料	通院日額	保険料(1名・1日あたり)								
①短期活動プラン (1日単位)	1口あたり	450万円	4,000円	入院日額の10・20・40倍	2,000円	30円								
※加入口数は3口を限度とします。		活動日数	× 30円	× 口数	=	保険料(1名あたり)								
②長期活動プラン (1ヶ月単位)	1口あたり	300万円	3,000円	入院日額の10・20・40倍	1,200円	500円								
※加入口数は3口を限度とします。		活動月数	× 500円	× 口数	=	保険料(1名あたり)								
③一括加入プラン (年度単位)		300万円	3,000円	入院日額の10・20・40倍	1,200円									
※当該プランはクラス・学科・学年単位で全員加入の場合のみご加入いただけます。		加入年月	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1
※加入口数は1口を限度とします。		小・中学校	1,672円	1,545円	1,404円	1,263円	1,123円	983円	843円	702円	561円	422円	281円	141円
		高等学校	2,013円	1,856円	1,688円	1,519円	1,350円	1,181円	1,013円	844円	675円	506円	338円	149円
		高等専門学校	2,507円	2,309円	2,100円	1,889円	1,679円	1,470円	1,260円	1,049円	840円	630円	421円	209円
			保険料(1名あたり)											

加入事例

A中学校では2年生の2学級合同で、教育活動の一環としてインターンシップ(就業体験活動)を行うことになり、活動中に第三者の身体や財物に損害を与える危険への備えとして「賠償責任保険」に、また、参加する生徒のケガに備えて「傷害保険」にそれぞれ以下のとおり加入。

活動要領

- 活動内容 精密機械製造会社において製造製品の検査工程を体験学習する
- 参加人数 64名
- 活動期間 ①短期活動
 - 3日間 …… 1名
 - 4日間 …… 15名
 - 5日間 …… 40名②長期活動
 - 1ヶ月間 …… 8名合計64名

加入内容

- 賠償責任保険 (参加総数) 64名×250円 = 16,000円 小計 16,000円
- 傷害保険
 - ①短期活動プラン
 - (活動日数)3日間 × 30円 × (口数)1 × (参加人数) 1名 = 90円
 - (活動日数)4日間 × 30円 × (口数)1 × (参加人数) 15名 = 1,800円
 - (活動日数)5日間 × 30円 × (口数)1 × (参加人数) 40名 = 6,000円
 - ②長期活動プラン
 - (活動期間)1ヶ月 × 500円 × (口数)2 × (参加人数) 8名 = 8,000円小計 15,890円
合計 31,890円

ご加入にあたっての留意事項

賠償責任保険制度

- 保険期間の途中で解約しても保険料の返還はいたしません。
- この保険は、保険の対象となる方(以下被保険者)に法律上の損害賠償責任が生じた場合に、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。従って、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者と示談交渉を行う「示談代行サービス」を行いません。事故が発生した場合は必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

共通事項

- ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違している場合には、ご契約が解除されるか、または保険金をお支払いできないことがあります。
- ご契約の後に契約内容に変更が生じる場合には、ただちに下記の問い合わせ先にご通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことがあります。
- この保険契約は下記の損害保険会社5社による共同保険契約であり、各引受会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。損保ジャパンは幹事会社として、他の会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。損保ジャパン(幹事会社)、東京海上日動、日本興亜損保、三井住友海上、エース損保引受割合については、パンフレット裏面に記載の取扱代理店にご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。賠償責任保険については、引受保険会社が経営破綻した場合で、かつ、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返戻金等の8割(ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 当該制度の被保険者となる児童・生徒およびその保護者の方にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- このパンフレットは、「インターンシップ、ボランティア等体験活動補償制度」の概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店(株)第一成和事務所までご連絡ください。また、産業教育振興中央会のホームページ(<http://www.sansinchuukai.or.jp>)でも本制度の内容がご覧いただけます。

個人情報の取扱いについて

- (財)産業教育振興中央会は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。申込学校(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上ご加入ください。

加入手続き

●加入依頼書のご提出

- ①学校の中に、ご担当者（責任者）をお決め下さい。
- ②ご担当者は、加入の対象となる児童・生徒について被保険者名簿を作成し、加入依頼書に添付して下記提出先までご送付ください。
(被保険者の名簿は学年・クラス・氏名(傷害保険加入の場合は保険期間)が記載されていれば書式は問いません。必ず学校の控えとしてコピーをとっておいてください。)

【加入依頼書ご提出先】 〒103-8214 東京都中央区日本橋本町3-8-3東硝ビル2F
株式会社 第一成和事務所(TEL 03-3669-2831)

※加入依頼書や名簿の書式は産業教育振興中央会のホームページにも記載されており、印刷の上ご使用いただけます。
※ご加入は随時可能ですが、児童・生徒個人での申込みはできませんので必ず学校でとりまとめしてお申込みください。

●保険料のお振込み

- ①学校は、加入対象となる児童・生徒(保護者)より保険料をとりまとめ、産業教育振興中央会の指定口座にお振込みいただきます。
(振込手数料は、学校のご負担となります。)
- ②保険責任は保険料振込日(着金日)の翌日以降となりますので、保険開始前日までに着金となるように速やかにお振込みをお願いします。

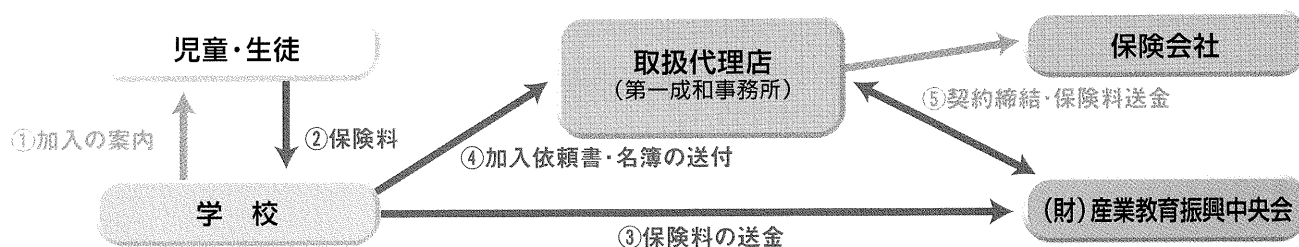
【保険料お振込口座】 三菱東京UFJ銀行(0005)、イチガヤ市ヶ谷支店(014)、普通口座 1006904
口座名義：(財)産業教育振興中央会 保険口座

※お振込は電信扱をお願いします。

●保険証書(加入者証)等に該当するもの

保険証書(加入者証)、保険料領収証は発行いたしません。
下記書類は保険証書(加入者証)に相当しますので大切に保管してください。

- ①銀行の振込控
- ②加入依頼書(写)
- ③加入者名簿(写)



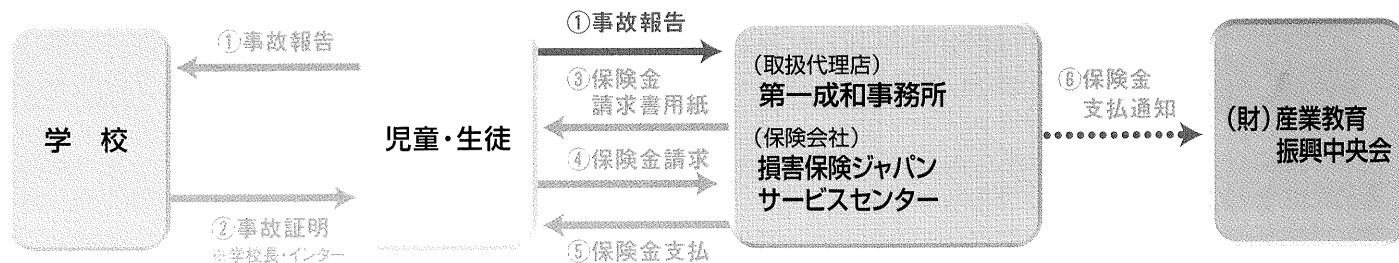
事故が発生した場合

●事故の報告

事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または損害保険ジャパンサービスセンターまで(下記参照)ご連絡ください。事故の報告書・ご連絡先は産業教育振興中央会ホームページにも記載されていますのでご活用ください。学校の証明印の入った報告書をお送りください。事故の日から30日以内にご通知のない場合は保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- ①学校名
- ②被害者の氏名・連絡先
- ③事故発生日
- ④事故発生場所
- ⑤事故の原因・状況

※賠償金は被害者の過失割合や、他の者の責任割合を勘案して決定されます。示談に際しては事前に損保ジャパンのサービスセンターと十分ご相談ください。なお、示談交渉は加害者である被保険者または保護者に行っていただくことになります。



事故時の連絡先

株式会社 損害保険ジャパン
本店サービスセンター部 火災新種サービスセンター課

<賠償> 03-3349-4136
<傷害> 03-3349-4364

(取扱代理店)

株式会社 第一成和事務所

〒103-8214 東京都中央区日本橋本町3-8-3東硝ビル2F
TEL 03-3669-2831 FAX 03-3667-9037
E-mail:seiwa@d-seiwa.co.jp

(引受幹事保険会社)

株式会社 損害保険ジャパン

営業開発第二部第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-4026 FAX 03-3349-4860

<保険契約者>

財団法人 産業教育振興中央会(産振中央会)

〒160-0012 東京都新宿区南元町23番地 公立共済四谷ビル3F

TEL 03-3356-2317 FAX 03-3356-2319

http://www.sansinchuoukai.or.jp

E-mail:info@sansinchuoukai.or.jp